

公拡法に基づく届出・申出

届出

(公拡法第4条)

次の土地を他に有償譲渡する場合には、譲渡しようとする日の3週間前までに、届出なければなりません。

なお、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則が適用される場合があります。

対象となる土地	面積要件
○都市計画決定された道路等の都市施設の区域内にある土地 ○生産緑地地区の区域内にある土地 等	200㎡以上
○上記以外の市街化区域内の土地	5,000㎡以上

※詳しくは公拡法第4条を参照してください。

※土地の有償譲渡とは、売買・土地の交換・売渡担保の設定・代物弁済（これらの予約を含む）などをいいます。

※生産緑地は買取申出後に行為制限解除されても、都市計画の変更があるまでの間は、公拡法の届出対象となります。

申出

(公拡法第5条)

地方公共団体等に対して、次の土地の買収を希望される場合には、申出することができます。

対象となる土地	面積要件
	200㎡以上

国土法も届出が必要な場合がありますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせ・ご相談は

宝塚市 都市整備部 都市整備室 開発指導課

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

電話：0797-77-2081

届出書・申出書の様式と記入例、委任状の様式は宝塚市のホームページよりダウンロードできます。